

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和五年十一月十日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年七月五日奈良県指令建第一一二一四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年十月二十六日建第一〇二〇七号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年十月二十六日建第五八五六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市笛堂一六七番二、一八〇番一、一八一番八及び六二七番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法蓮町二六二番地の一一

池田英児

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市笛堂六二七番二の一部

一 許可番号

令和四年十二月二日奈良県指令建第一一〇一七七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年十月三十日建第一〇二〇八号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年十月三十日建第五八五七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字大豆越一〇五番三、一〇五番五、一〇五番六、一〇五番七、一〇五番八、

一〇五番九、一〇五番一〇及び一〇五番一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市北之庄町四番地七

株式会社アースクリエイト 代表取締役 倉矢勝彦

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字大豆越一〇五番三

下水道 桜井市大字大豆越一〇五番三の一部

一 許可番号

令和四年十二月二日奈良県指令建第一一〇一九八号

令和五年八月三十日奈良県指令建第一一〇一九八一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年十月三十日建第一〇二〇九号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年十月三十日建第五八五八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字草川一六〇番四、一六〇番五、一六〇番六、一六〇番七、一六〇番八、

一六〇番九、一六〇番一〇、一六〇番一一、一六〇番一二、一六〇番一三及び一六〇

番一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市北之庄町四番地七

株式会社アースクリエイト 代表取締役 倉矢勝彦

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字草川一六〇番一四

下水道 桜井市大字草川一六〇番一四の一部

一 許可番号

令和五年八月二十四日奈良県指令建第一一二一五〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年十月三十一日建第一〇二一〇号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年十月三十一日建第五八五九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

- 大和高田市中今里町二〇二番一及び二〇二番三
開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 四 京都府亀岡市河原町二〇〇番地の三
株式会社セクト 代表取締役 関本孝一
- 五 公共施設の種類、位置及び区域
道路 大和高田市中今里町二〇二番三
-

- 一 許可番号
令和五年八月十六日奈良県指令建第一一二一四五号
- 二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 令和五年十一月二日建第一〇二二一号
- 三 開発区域又は工区に含まれる地域
香芝市上中四八五番三及び四八六番一の一部
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
香芝市上中四七二番地

吉崎智恵